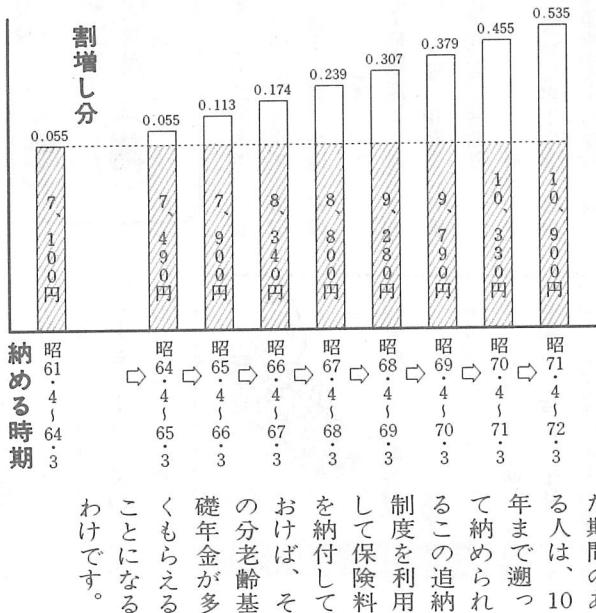


暮らしの中の国民年金

保険料の追納制度



年次別追納額（月額）



国民年金保険料の免除を受けた期間は、そのままにしておけば、将来老齢基礎年金を計算する際、保険料を納めた

期間のままで年金額が計算されることは、承知しておかなければなりません。そこで、過去に免除を受けた期間のあ

免除保険料を遡つて納める場合は

この制度は、国民年金保険料の納付を免除された人が、後に保険料を納付できるようになつたとき、より有利な年金給付を受けることができるようにするための優遇措置で、保険料免除期間の全部（10年前まで）又は一部を後から納めることができる制度です。

3年目から5.5%の利子

期間	保険料(月額)
53年4月～54年3月	2,730円
54年4月～55年3月	3,300円
55年4月～56年3月	3,770円
56年4月～57年3月	4,500円
57年4月～58年3月	5,220円
58年4月～59年3月	5,830円
59年4月～60年3月	6,220円
60年4月～61年3月	6,740円
61年4月～62年3月	7,100円
62年4月～63年3月	7,400円

保険料の納め忘れはありませんか

今月は、63年4月から6月分の保険料が未納の方に催告書を送ります。この期間の保険料をまだ納めてない方は、納期限まで必ず納めてください。

年金制度は、働く世代として、すべての加入期間保険料を納めることが義務づけられています。